(二)　低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例について、次の措置を講ずることとした。

(1)　下限税率を一キロリットルにつき一〇万円（改正前八万円）とし、下限税率の適用範囲のアルコール分を一一度未満（改正前九度未満）とする。（租税特別措置法第八七条の二関係）

(2)　平成三二年一〇月一日から平成三八年九月三〇日までの間における下限税率及び下限税率の適用範囲は、右記(1)にかかわらず、八万円及び九度未満とする。（附則第九一条関係）

(三)　入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を撤廃することとした。（租税特別措置法第八七条の三関係）

(四)　輸出酒類販売場制度の創設

輸出酒類販売場（酒類の製造場のうち消費税の輸出物品販売場の許可を受けた場所であることその他の要件に該当する販売場として、当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受けた酒類の販売場をいう。）を経営する酒類製造者が、非居住者に対し、一定の酒類で輸出するため一定の方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を輸出酒類販売場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除することとした。（租税特別措置法第八七条の六関係）

(五)　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(六)　特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置について、適用対象に苛性ソーダの製造業者等が発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供した重油、天然ガス又は石炭を加えた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の三の四関係）

(七)　自動車重量税の免税等の特例措置について、燃費性能に関する要件の見直し等を行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一二関係）

(八)　免税対象車等に係る自動車重量税について、納付不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請者に対して当該納付不足額に係る自動車重量税を課すこととする等の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第九〇条の一二の二関係）

(九)　車両総重量が一二トンを超える専ら人の運送の用に供する一定の検査自動車のうち、車線逸脱警報装置を装備したものについて、平成二九年四月一日から平成三〇年四月三〇日までの間に初めて自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を軽減することとした。（租税特別措置法第九〇条の一四関係）

(一〇)　自然災害（被災者生活再建支援法が適用されるものに限る。）を原因として滅失し、又は解体した自動車（以下「被災自動車」という。）について、当該被災自動車の所有者に車検残存期間に応じた自動車重量税に相当する金額を還付する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第九〇条の一五関係）

(二)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1)　特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置（租税特別措置法第九〇条の三の三関係）

(2)　輸入・国産農林漁業用①重油に係る石油石炭税の免税・還付措置（租税特別措置法第九〇条の四及び第九〇条の六関係）

(3)　非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置（租税特別措置法第九〇条の六の三関係）

(4)　航空機燃料税の税率の特例措置（租税特別措置法第九〇条の八関係）

(5)　沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置（租税特別措置法第九〇条の八の二関係）

(6)　特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置（租税特別措置法第九〇条の九関係）

一三　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正関係

酒類の製造者又は販売業者が販売のため所持する酒類で酒税が課されたものが災害により亡失等した場合において、その災害について国税通則法の規定による申告期限等を延長する地域の指定があり、かつ、国税庁長官が当該地域に所在する一定の酒類（以下「特定被災酒類」という。）に係る納税義務者に代わる酒類の製造者を指定したときは、当該指定された酒類の製造者を特定被災酒類に係る酒税の納税義務者とみなして、当該特定被災酒類に係る酒税の税額を、当該指定された酒類製造者の納付すべき酒税の税額から控除することとした。（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第八条関係）

一四　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正関係

再輸入免税の対象となる課税物品から、消費税の免除を受けたものを除外することとした。（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第一三条関係）

一五　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係

1　個人所得課税

東日本大震災の被災者に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、租税特別措置法の規定による災害の場合の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の継続適用の特例を適用できることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の二関係）

2　法人課税

(一)　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度のうち復興居住区域に係る措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を四年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二、第一七条の二、第二五条の二関係）

(1)　福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が取得又は建設をする被災者向け優良賃貸住宅の特別償却限度額をその取得価額の一〇〇分の二五（平成三二年四月一日以後に取得又は建設をしたものについては、一〇〇分の一七）相当額（改正前その取得価額の一〇〇分の二五相当額）とする。

(2)　福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が取得又は建設をする被災者向け優良賃貸住宅の税額控除率を一〇〇分の八（平成三二年四月一日以後に取得又は建設をしたものについては、一〇〇分の六）（改正前一〇〇分の八）とする。

(二)　避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、適用期間につき避難解除区域等に係る特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定があった場合における所要の整備を行うこととした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二の三、第一七条の二の三及び第二五条の二の三関係）

(三)　避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、福島県知事の確認を受けることができる期間及び適用期間につき避難解除区域等に係る特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定があった場合における所要の整備を行うこととした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の三の三、第一七条の三の三及び第二五条の三の三関係）